

平成26年法律第92号附則第3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成26年法律第92号附則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日
 群馬県指定事務所登録機関
 一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長 あて

一級 二級 建築士事務所 木造	登録番号	第 号
建築士事務所名称		
開設者氏名又は名称		印
建築士事務所所在地 (電話)		
作成担当者氏名 (電話)		

〔記入注意〕

1 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

2 ※のある欄は記入しないでください。

所属建築士名簿

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				計	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名
※群馬県指定事務所登録機関 受付欄			※ 処 理 欄		
			決 裁 日	平成 年 月 日	
			登録簿の訂正	平成 年 月 日	
			完 結	平成 年 月 日	

